

住民税に関するQ & A

Q 1 所得税と住民税の違いは何ですか？

Q 2 収入と所得はどう違いますか？

Q 3 住民税の均等割、所得割とは何ですか？

Q 4 昨年亡くなった方の今年度の住民税はどうなりますか？

Q 5 年の途中で引越した場合、住民税を納める市町村はどうなりますか？またその場合、引越し先でその年の住民税は課税されますか？

Q 6 退職した年に退職金から住民税が差し引かれましたが、翌年にも納税通知書が送付されてきました。これはなぜでしょうか？

Q 7 会社に勤めていた時は毎月の給料から住民税が天引きされていたが退職後に送られてきた納付書では年4回での支払いになったがなぜですか？

Q 8 世帯分離をした場合住民税の額に変化はありますか？

Q 9 ここ数年、収入は変わっていないのに住民税額だけが上がっているのはどうしてですか？

Q 10 住宅ローン控除により所得税に還付が発生しました。ということは、住民税も還付されますか？

Q 11 収入が103万円以内なのに住民税が課税されているのはなぜ？

Q 12 医療費控除は、医療費が10万円以上の場合のみ使える控除ですよね？

Q 13 昨年中はまったく収入がなかったのですが、住民税の申告は不要ですか？

Q14 私の子供は17歳でアルバイトをしています。未成年に町・県民税はかかりますか？

Q15 公的年金から住民税が徴収されるのはどういう人が対象ですか？

Q 1 所得税と住民税の違いは何ですか？

所得税とは、その年の1年間（1月1日から12月31日）の所得に対して課税される国税です。所得税の管轄は、各税務署になります。

住民税とは、その年の1年間（1月1日から12月31日）の所得に対して翌年度に市区町村の自治体によって課税される地方税です。住民税には年末に所得税等の過不足を精算するいわゆる年末調整のしくみは存在しないため、年末調整に伴う還付なども発生しません。

また、税額の算出方法など所得税と住民税で異なります。

[戻る↑](#)

Q 2 収入と所得はどう違いますか？

収入（収入金額）から必要経費を差し引くことにより算出された金額が所得（所得金額）となります。

[戻る↑](#)

Q 3 住民税の均等割、所得割とは何ですか？

住民税は、均等割と所得割の合計が税額となります。

均等割は、一定の所得を得た住民全員に定額を課すもので、自治体で異なりますが、当町においては年額で市町村民税3,500円、道府県民税2,000円の合計5,500円が課されます。

所得割は、前年の所得金額から、社会保険料控除などを控除した（差し引いた）額を基に算出するものです。所得金額とは、会社員などの給与所得者は給与所得控除額、年金受給者は公的年金等控除額、自営業者の場合は必要経費等を収入から引いた額のことをいいます。

[戻る↑](#)

Q 4 昨年亡くなった方の今年度の住民税はどうなりますか？

住民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対し、その住所の市町村が課税することになっています。

したがって、昨年中に死亡された方に対しては、今年度の住民税は課税されません。

[戻る↑](#)

Q 5 年の途中で引越しした場合、住民税を納める市町村はどうなりますか？またその場合、引越し先でその年の住民税は課税されますか？

住民税は、原則その年の1月1日現在に住所のあった市町村で課税されその市町村に納めていただくこととなりますので、年の途中で引越しした場合であっても、納めていただくのは、前住所地の市町村になり、引越し先の市町村で課税されることはありません。引越し先で住民税が課税されるのは、次年度からになります。

[戻る](#) ↗

Q 6 退職した年に退職金から住民税が差し引かれましたが、翌年も納税通知書が送付されてきました。これはなぜでしょうか？

退職者が受けた退職所得（退職金）に対する住民税は、退職手当が支払われる際に徴収され、その支払者（特別徴収義務者）を通じて市町村に納入されますが、退職所得以外の所得に対する住民税は、その翌年に納めていただくこととなります。この場合の納税通知書は、退職された年分の退職時までの給与などに対する住民税の納税通知が送られてきたものです。

[戻る](#) ↗

Q 7 会社に勤めていた時は毎月の給料から住民税が天引きされていたが退職後に送られてきた納付書では年4回での支払いになったがなぜですか？

お給料や、年金から住民税を天引きすることを「特別徴収」といい、納付書や口座振替にて住民税を納税していただくことを「普通徴収」といいます。

給与所得者の特別徴収は、原則として6月～翌年の5月の12回に分けて徴収するのに対し、普通徴収は、6月初旬に送付される年税額を6月末、8月末、10月末、翌年の1月末の4回の納期限に分けた納付書にて納めていただくようになっております。

なお、年度の途中で徴収方法が切り替わる場合は、特別徴収、普通徴収ともに分割の回数が少なくなる場合もあります。

つまり、会社を退職されたことで特別徴収をすることができなくな

り、徴収方法が普通徴収に切り替わったため4回に分けて納税していただくこととなります。

[戻る](#) ↗

Q 8 世帯分離をした場合、住民税の額に変化はありますか？

住民税は、個人個人にかかる税金となります。そのため、世帯分離をしても住民税の税額が変化することはありません。

[戻る](#) ↗

Q 9 ここ数年、収入は変わっていないのに住民税額だけが上がっているのはどうしてですか？

収入金額から必要経費を差し引くことで算出された所得金額、そこから社会保険料などの所得から控除できるものを差し引くことで算出された課税所得金額が元となって住民税額が決定されます。そのため、収入が変わっていないのに住民税額が上がっている理由としては、

- ・ 営業収入などの場合、必要経費が下がったために所得金額が大きくなった
- ・ 扶養控除や配偶者控除などの人的控除が外れたことで、所得控除が下がり課税所得金額が大きくなった
- ・ 住宅ローン控除や、ふるさと納税などの税額控除額の変動などが考えられます。

これらにあてはまらない場合は、税務課までお問い合わせください。

[戻る](#) ↗

Q 10 住宅ローン控除により所得税に還付が発生しました。ということは、住民税も還付されますか？

原則として、住宅ローン控除の適用により住民税が還付されることはありません。

所得税は毎月の給料から概算で天引きしていき、年末調整で住宅ローン控除等を含めた精算を行うため、多く引きすぎている場合はそこで還付が発生します。

一方、住民税では、住宅ローン控除等を適用した上で税額を算出し、

納めていただくこととなりますので、原則還付が発生することはありません。

[戻る](#) ↗

Q11 収入が103万円以内なのに住民税が課税されているのはなぜ？

収入が103万円以内というのは所得税がかからない場合の金額であり、上牧町においての住民税の場合、給与収入が93万円以下の場合（扶養している方がおられない場合のみ）は、非課税となります。

[戻る](#) ↗

Q12 医療費控除は、医療費が10万円以上の場合のみ使える控除ですよ？

医療費控除とは、自分や生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合において、その年中に支払医療費の金額が所得金額の5%相当額（その金額が10万円を超える場合には、10万円）を超えるとときに、その超える部分の金額の上限を200万円として、その人の所得金額から控除するものです。

つまり、所得の5%が10万円を超えない場合は、10万円以上の医療費がなくても医療費控除の対象となる場合があります。

[戻る](#) ↗

Q13 昨年中はまったく収入がなかったのですが、住民税の申告は不要ですか？

収入がゼロであった場合、無申告では保育料の算定や奨学金の申請、町営住宅等の申請等に使用する所得・（非）課税証明書等の発行ができないため申告が必要です。また、国民健康保険に加入されている方については、国民健康保険税の算定ができないため減額されない場合があります。

[戻る](#) ↗

Q14 私の子供は17歳でアルバイトをしています。未成年に町・県民税はかかりますか？

18歳未満である未成年者の方は前年の合計所得金額が135万円以下であれば住民税は課税されませんが、この金額を超えると、通常の税率で課税されます。

[戻る↑](#)

Q15 公的年金から住民税が徴収されるのはどういう人が対象ですか？

公的年金から住民税が天引きされることを「特別徴収」と言います。公的年金から住民税を特別徴収される対象の方は以下のすべてに該当する方です。

- ・1月1日以降引き続き上牧町に住所を有している方
- ・4月1日現在で65歳以上の方
- ・すべての公的年金を合計した収入のみで計算した場合に住民税の税額がある方
- ・上牧町の介護保険料を公的年金から特別徴収されている方
- ・公的年金から所得税、介護保険料、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を特別徴収しても、公的年金分の住民税が特別徴収できる方

ただし、年度途中で住民税の税額に変更があった場合等、特別徴収から普通徴収に切り替わる場合があります。

[戻る↑](#)